

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
1	R7. 2. 6	R7. 3. 4	「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」の一部改正について 文書番号 02教人職第285号	8	1															教育庁人事部職員課
2	R7. 2. 19	R7. 3. 5	ESAT-J本試験の会場の状況がわかる文書、図面、電磁的記録。 調査中の場合でも、途中経過が分かる文書、図面、電磁的記録を開示してください。					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
3	R6. 12. 1	R7. 3. 5	6 小松川高第866号「硬式野球部退部者の部費返還について」	3		1					1								保護者名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
4	R6. 12. 1	R7. 3. 5	6 小松川高第397号「勤務時間の割り振り変更(体育祭)」	3		1					1								【職員名簿のうち、職員個別の事情に係る記載】 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
5	R6. 12. 1	R7. 3. 5	5 小松川高第1370号「硬式野球部退部者の部費の返還について」	3		1					1								保護者名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
6	R6. 12. 1	R7. 3. 5	5 小松川高第1350号「硬式野球部退部者の部費返還について」	2		1					1								保護者名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
7	R6. 12. 1	R7. 3. 5	5 小松川高第884号「コンプライアンス推進月間実施報告書」	5	1															都立小松川高等学校
8	R7. 2. 22	R7. 3. 6	学校における業務のアウトソーシングの予算説明書	1	1															教育庁人事部勤労課
9	R7. 2. 22	R7. 3. 6	・学校徴収金、就学時健康診断の補助金を実施しているか及び実施している5 区市町村教育委員会について ・試行における業者の決定過程を示す契約書類					1											業務のアウトソーシングについては、令和7年度の新規事業であるため、試行を含め令和6年度に実施はしておらず、該当する文書が存在しないため。	教育庁人事部勤労課

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
10	R3. 2. 25	R7. 3. 6	・「事故報告書の提出について」（24中支セ支第372号） ・「事故報告書の提出について」（25中支セ支第16号）	107		1					1				1				・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号） ・当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号） ・開示が前提となると、事故に関して、校長が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁人事部職員課
11	R7. 2. 6	R7. 3. 11	・委託契約書 ・入札経過調書	87		1						1	1						・事業者の印影 事業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） ・契約金額の内訳 当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁人事部選考課
12	R7. 3. 6	R7. 3. 12	データ保管管理等業務委託契約書（令和6年度）	19		1						1	1						【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【内訳書の各項目の単価及び金額】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
13	R7. 3. 10	R7. 3. 12	1988年度の●●区立●●中学校の担任の教師●●氏の連絡先。					1											請求に係る公文書は現に保有していないため。	教育庁人事部職員課
14	R7. 1. 15	R7. 3. 12	・次第（第6期 第1回）傍聴・記者用 ・次第（第6期 第1回） ・【資料8】東京都教育委員会の取組状況 ・【資料9】第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の計画	4	1															教育庁指導部管理課
15	R7. 1. 15	R7. 3. 12	・いじめ防止対策推進法第30条第1項に基づく報告について	1		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。（東京都情報公開条例第7条第2号）	教育庁指導部管理課

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
16	R7. 1. 15	R7. 3. 12	・【資料 1】 第 6 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿 ・【資料 2】 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成26年東京都教育委員会規則第18号） ・【資料 3】 諮問事項 諮問理由 ・【資料 4】 第 5 期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申（概要） ・【資料 5】 東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について（答申） ・【資料 6】 「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（概要） ・【資料 7】 「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について ・「第6期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回）」の議事録															対象となる公文書はホームページにて閲覧可能であり、東京都情報公開条例第 1 8 条第 2 項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報(以下「インターネットによる公表情報等」という。)と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため却下する。	教育庁指導部管理課	
17	R7. 1. 14	R7. 3. 13	・令和 6 年度東京都公立学校教員採用候補者選考（7 年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧 ・令和 5 年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6 年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧 ・平成 3 0 年度東京都公立学校教員採用候補者選考（3 1 年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧 ・平成 2 6 年度東京都公立学校教員採用候補者選考（2 7 年度採用）の第二次選考合格者最終成績一覧	190		1					1								【「教科コード」において、名簿登載者及び期限付名簿登載者が 1 名のみの場合の「最終最高学歴校」コード】 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	教育庁人事部選考課
18	R7. 3. 4	R7. 3. 13	令和 6 年 3 月 2 8 日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年の令和 5 年 1 2 月 3 1 日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象 6 2 1 校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が 4 0 人以下の学校等を除いた 5 7 5 校（杉並区、足立区、江戸川区、八王子市及び青梅市の学校）	6	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
19	R7. 1. 21	R7. 3. 17	・令和 5 年度 スクールカウンセラー延べ配置人数（小学校） ・令和 5 年度 スクールカウンセラー延べ配置人数（中学校） ・東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項 ・令和 5 年度追加配置校一覧	10	1														教育庁指導部管理課	
20	R7. 1. 21	R7. 3. 19	・令和 6 年度の各小学校・中学校・中等教育学校（前期）について、教員の授業の持ち時数が分かる文書 ・令和 6 年度の都立を除く小学校・中学校・中等教育学校（前期）について、教員の校務分掌の割り当てが分かる文書					1											請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
21	R7. 1. 21	R7. 3. 19	令和 6 年度の都立の小学校・中学校・中等教育学校（前期）について、教員の校務分掌の割り当てが分かる文書																本件請求に係る「令和 6 年度の都立の小学校・中学校・中等教育学校（前期）について、教員の校務分掌の割り当てが分かる文書」は、各校の「学校要覧」に掲載されている。これらは都民情報ルーム及び東京都立中央図書館において閲覧可能な情報であり、東京都情報公開条例第 1 8 条第 2 項「都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができる」とされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁総務部総務課

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
22	R7. 3. 6	R7. 3. 19	卒業式挨拶文（３３都立高等学校分） 令和６年度卒業式における都教育委員会挨拶文の作成への協力について（依頼） 卒業式等における東京都教育委員会挨拶等の所作について 卒業式等派遣者用マニュアル 令和６年度都立学校卒業式へ派遣する職員の決定について（通知） 令和６年度卒業式参列に関する説明会次第 卒業式等派遣者用マニュアル卒業式等における東京都教育委員会挨拶等の所作について 挨拶（高等学校版） 挨拶（特別支援学校版） 入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達） 東京都教育委員会臨時会における「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」の議決について（通知） 令和６年度高等学校・中等教育学校・中学校卒業式日程一覧 令和６年度都立特別支援学校卒業式日程一覧 「お祝いのメッセージ」 令和６年度都立学校の卒業式参列者説明会 司会原稿 令和６年度卒業式参列に関する説明会 挨拶 説明原稿（高等学校教育指導課） 説明原稿（特別支援教育指導課） 派遣先一覧	75	1																教育庁指導部管理課
23	R6. 12. 1	R7. 3. 21	6 小松川高第874号「休職期間満了報告について」	13		1						1								個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
24	R6. 12. 1	R7. 3. 21	6 小松川高第826号「教員等の休職について（具申）」	19		1						1								個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
25	R6. 12. 1	R7. 3. 21	6 小松川高第769号「休職期間満了報告について」	13		1						1								個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
26	R6. 12. 1	R7. 3. 21	6 小松川高第495号「教員等の休職について（具申）」	19		1						1								個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
27	R6. 12. 1	R7. 3. 21	6 小松川高第456号「教員等の休職について（具申）」	19		1					1								個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
28	R6. 12. 1	R7. 3. 21	5 小松川高第1793号「教員等の休職について」	12		1					1								個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
29	R7. 1. 21	R7. 3. 21	スクール・サポート・スタッフ配置支援事業実績報告書（別紙）	449		1					1				1				・当該情報は、個人に支払う報酬の金額に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため開示しない（東京都情報公開条例第7条第2号）。 また、当該情報は各区市町村で設定しているため、公にすることで、各区市町村の比較が容易となり、人材が特定の地区に流入、若しくは特定の地区から流出し、各区市町村の安定した事業運営に支障を及ぼすおそれがあるため開示しない（東京都情報公開条例第7条第6号）。 ・当該情報は、各区市町村で設定しているため、公にすることで、各区市町村の単価等の比較が容易となり、人材が特定の地区に流入、若しくは特定の地区から流出し、各区市町村の安定した事業運営に支障を及ぼすおそれがあるため開示しない（東京都情報公開条例第7条第6号）。 ・当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため開示しない（東京都情報公開条例第7条第2号）。	教育庁人事部職員課
30	R6. 12. 1	R7. 3. 25	6 小松川高第320号「体育祭の実施に伴う物品等運搬委託」	9		1									1				【契約目途額、単価及び金額】 公にすることにより、契約に際しての予定価格の推測が可能となり、今後の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	都立小松川高等学校

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
31	R6. 12. 1	R7. 3. 25	6 小松川高第272号「体育祭応援団の衣装の買入れ」	7		1									1				【契約目途額、単価及び金額】 公にすることにより、契約に際しての予定価格の推測が可能となり、今後の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	都立小松川高等学校
32	R6. 12. 1	R7. 3. 25	5 小松川高第879号「部活動指導員の謝礼の支出について（硬式野球部）」	6		1					1								【部活動指導員の氏名、住所、印影、口座情報】 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
33	R6. 12. 1	R7. 3. 25	5 小松川高第697号「スクールカウンセラー活用事業報告」	4	1															都立小松川高等学校
34	R7. 2. 2	R7. 3. 27	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布されたPTA（Parent-Teacher Association）の資料					1											請求に係る公文書は現に保有しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
35	R7. 3. 5	R7. 3. 27	令和3年から令和6年度の期間における全都立校で配布された入学に関する資料においてPTAに関する文書、図画の調査 上記の請求について、学校が配布したPTAに関する文書について、東京都教育委員会で集約した文書					1											請求に係る公文書は現に保有しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
36	R6. 12. 1	R7. 3. 31	6 小松川高第555号「硬式野球部責任教師変更願について」	2	1															都立小松川高等学校
37	R6. 12. 1	R7. 3. 31	5 小松川高第1400号「サッカー部審判員資格取得講習会 のお知らせ」	3	1															都立小松川高等学校
38	R6. 12. 1	R7. 3. 31	4 小松川高第1085号「令和5年度サッカー部外部指導員の依頼について」	6		1													外部指導員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
39	R6. 12. 1	R7. 3. 31	4 小松川高第137号「令和4年度硬式野球部外部指導員について」	6		1													【外部指導員の氏名（フリガナ）、性別、現住所、生年月日、現在の職業・学籍等、活動に関する実績・経歴等、推薦理由、クラブ指導に関する資格・技能・技術 免許等取得年月日、学歴・職歴】 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立小松川高等学校
40	R7. 3. 27	R7. 3. 31	都立拝島高等学校(2)防球フェンス改修工事 工事設計書	60	1															教育庁都立学校 教育部営繕課
41	R7. 3. 12	R7. 3. 31	●●教育委員会から報告された、●年度以降に発生した●●学校における個人情報情報の取扱についての文書及び資料、電磁的記録の調査					1											請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	教育庁人事部職員課

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
42	R7. 3. 19	R7. 3. 31	「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR3)について」の文書について 文書の発行、及び文書の内容をどうやって決めたのか、どう説明し、どう検討 したのかが分かる文書、図面、電磁的記録の一切					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課
43	R7. 3. 18	R7. 3. 31	中学校英語スピーキングに関して●●との交渉の記録を記載する一切の文書、 および、電子的記録					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課
44	R5. 2. 23	R7. 3. 31	・ 令和5年度東京都立高等学校入学者選抜要領8ページから9ページの第2－ 2－3 ・ 「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜点検業務の進め方」の送付につい て	29		1									1				・ 採点業務の支障その他の不測の事態が発生することにより本来の点検業務の 進行に遅れが出るなど、選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるた め。 ・ 点検業務の実施方法の詳細が明らかになることで、外部からの入試情報への 侵入が容易になり、採点結果や合格候補者決定に関する情報の改ざんや漏洩に 伴う対応等が発生することにより、同業務の進行に遅れが出るなど選抜業務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課